

◆◆◆◆◆ 主な記事 ◆◆◆◆◆

- 京都・宇治灯り絵巻…2面
- 高齢者等インフルエンザ予防接種が始まります…3面
- 敬老訪問 いつまでもお元気で…4面
- 市民情報短信(催し)…5面
- 情報BOX…6・7面
- 私、宇治が大好きです 他…8面



10.1
平成 24 年
(2012)
第 1657 号
●毎月1日・15日発行

発行 宇治市
編集 広報課
〒611-8501 宇治市宇治菟基33
☎ 22-3141 (代表)
FAX 20-8779
ホームページ
http://www.city.uji.kyoto.jp/
携帯 http://www.city.uji.kyoto.jp/m/
モバイルサービス ☎ 20-8777

豪雨災害で被災された皆さんへ 生活再建に向けた支援制度の相談・申請は引き続き、被災者支援窓口へ

10/1(月)以降 被災者支援窓口(☎ 28-4020) うじ安心館 3階

午前 9 時～午後 5 時 (平日のみ開設)

※ 9 月 30 日(日)までは、午前 9 時～午後 7 時(土・日曜日も開設)

- ◎り災証明書の発行
- ◎各種支援制度の案内・相談・申請

住宅等の再建に関する支援制度

被災者支援窓口で配布または市ホームページに掲載しているしおり「平成 24 年 8 月 13 日・14 日京都府南部地域豪雨により被害を受けた皆様へ(追加支援制度分)」で案内していた「地域再建被災者住宅等支援制度」の申請受け付けを、10 月 1 日(月)から開始します。また、災害廃棄物の処分手数料の減免が決定しましたので、お知らせします。適用条件・申請方法等やその他の支援制度について、詳しくは、被災者支援窓口へ。

10 月 1 日(月)から受け付け開始

地域再建被災者住宅等支援制度

市・府は、被災者の住宅再建を目的に、被災住宅の建て替え(解体費含む)・新規購入・補修・賃借住宅の家賃等にかかわる経費に対して、補助金を支給します。

●対象…豪雨災害により、居住する住宅に一部破損・床上浸水以上の被害を受け、被災住宅の建て替え・購入・補修・賃借をして、引き続き市内で居住する世帯

●支給額…次のとおり(限度額は、下表参照)

<基本算定式>

(対象経費)×3分の1-(被災者生活再建支援金)

※対象経費が50万円以上の建て替え・購入・補修に関しては、基本算定式で割り出した額が50万円未満でも50万円補助。ただし、対象経費が50万円未満の場合は掛かった経費を上限として補助

被災者生活再建支援制度

居住する住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します(限度額は、下表参照)。

住宅の応急修理(申請期限は、10 月 12 日(金)まで)

居室・台所等、日常生活に最低限度必要な部分について、1戸当たり52万円まで市が負担し、応急修理を行います(市が派遣する業者が修理。1戸に2世帯以上居住の場合でも、限度額52万円)。

●対象…次のとおり

◎居住する住宅が大規模半壊・半壊の被害を受けた世帯 ※全壊でも、応急修理により居住可能となる場合は対象

◎半壊の場合のみ、前年の世帯収入等が右記のいずれかに該当する世帯

①	②	③
500万円以下	500万円を超え700万円以下で、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯	700万円を超え800万円以下で、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯

災害廃棄物の処分手数料の減免

居住用住宅が一部損壊・床下浸水以上の被害を受け、建物の解体等により排出される廃材等の廃棄物の処分手数料を全額減免(店舗付住宅は5割減免)します。

※事業所、店舗専用等の事業用資産・建物は対象外

表:住宅等の再建に関する支援制度の限度額

住宅の被害程度	住宅の再建方法	全壊			大規模半壊			半壊		床上浸水
		建て替え・購入	補修	賃借	建て替え・購入	補修	賃借	建て替え・購入・補修	建て替え・購入・補修	
地域再建被災者住宅等支援制度		150万円	100万円	75万円	100万円	60万円	40万円	150万円	50万円	
被災者生活再建支援制度(世帯の構成員が単数の場合は、右記金額の4分の3)	基礎支援金	100万円	100万円	100万円	50万円	50万円	50万円	やむを得ず住宅を解体した場合は全壊扱い	対象外	
	加算支援金	200万円	100万円	50万円	200万円	100万円	50万円			
住宅の応急修理		—	居住可能となる場合のみ、52万円	—	—	52万円	—	52万円	対象外	

※被災者生活再建支援制度は9月7日発行市政だより号外・9月15日号市政だより、住宅の応急修理は9月7日発行市政だより号外にも掲載しています。

障害者への虐待を見つけたら 通報をお願いします

☎障害福祉課

虐待の防止には、早期発見・早期対処が重要です。10月1日(月)からの障害者虐待防止法の施行に伴い、市では障害者虐待対応窓口を設置しました。

障害者虐待対応窓口の役割

障害者虐待通報への対処

☐虐待通報の受け付け

虐待を受けた人、発見した人は、虐待の可能性がある場合も含めて、同窓口に通報してください。
※虐待は、どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。
※虐待は、加害者・被害者の自覚の有無は問いません。

障害者虐待防止の取り組み

☐地域の虐待防止ネットワークの活用

民生委員、地域自立支援協議会、身体障害者・知的障害者相談員を中心として、地域の住民全員が協力し、虐待の防止及び早期発見、早期対処につなげていきます。

障害者虐待対応窓口(障害福祉課)の開設日時

- 平日の午前 8 時半～午後 5 時 15 分 (☎ 21-0419、FAX 22-7117)
- 時間外及び土・日曜日、祝日も電話・ファクスで受け付け (☎ 22-3141、FAX 20-8780)

18 歳未満の障害児については、児童虐待の対応窓口が通報先となります

- ♣こども・家庭相談 (☎ 39-9178、平日の午前 9 時～午後 4 時)
- ♣市こども福祉課 (平日の午前 8 時半～午後 5 時 15 分)
- ♣宇治児童相談所 (☎ 44-3340、24 時間対応)
- ♣全国共通ダイヤル (☎ 0570-064-000、24 時間対応)

豪雨災害で被災された皆さんへ

住宅再建のための制度をご利用ください

被災者支援窓口(☎ 28-4020) うじ安心館 3 階

午前 9 時～午後 5 時 (平日のみ開設)

①被災者生活再建支援金

対象 豪雨災害で住宅が **全壊・大規模半壊** した世帯
※半壊以上の被害により、やむを得ず住宅を解体した場合は全壊扱い

支給額 **基礎支援金** (住宅の被害程度に応じて支給) + **加算支援金** (住宅の再建方法に応じて支給)

基礎支援金

支給額	住宅の被害程度	
	全壊	大規模半壊
複数世帯	100万円	50万円
単身世帯	75万円	37万5000円

加算支援金

支給額	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37万5000円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は、合計で 200 万円(補修は 100 万円)

必要書類 ●基礎支援金＝申請書、リ災証明書、振り込み口座のわかる通帳の写し等
●加算支援金＝契約書(住宅の購入、賃借等)
※その他の書類が必要になる場合があります。

申請期限 **基礎支援金** → 25 年 9 月 13 日
加算支援金 → 27 年 9 月 13 日

住宅の応急修理

(居室・台所等日常生活に最低限度必要な部分の修理)

10 月 12 日で申請受け付けを終了

リ災証明書の発行やその他の支援制度について、詳しくは、被災者支援窓口へ

②地域再建被災者住宅等支援補助金

対象 豪雨災害で住宅が **全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊(床上浸水)** したため、住宅の **建替・購入・補修・賃借** をして、**引き続き市内に居住** する世帯

対象経費 被災住宅の再建経費・解体経費等で、**住宅の再建に必要と客観的に認められるもの**

- 半壊・一部損壊(床上浸水)の場合、賃借は対象外
- 土地の取得費は対象外
- 今後の生活再建に必要な住宅改修費等を伴わない、解体のみの場合は対象外
- 居住部分が対象のため、店舗部分や外構、ガレージ等は対象外
- エアコン等の家電は対象外

支給額 <基本算定式> 対象経費×3分の1－①被災者生活再建支援金＝②地域再建被災者住宅等支援補助金

補助限度額

被災区分	住宅の再建方法	住宅の再建方法		
		建替・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)
被災区分	全壊	150万円	100万円	75万円
	大規模半壊	100万円	60万円	40万円
	半壊	150万円	-	-
	一部損壊(床上浸水)	50万円	-	-

下限設定 B

再建方法が賃借の場合、基本算定式で計算した額が 25 万円未満の場合に、下記「下限設定の計算式」を適用

下限設定 A

再建方法が賃借以外の場合で、基本算定式で計算した額が 50 万円未満の場合に右記「下限設定の計算式」を適用

<下限設定の計算式>

対象経費－①被災者生活再建支援金＝②地域再建被災者住宅等支援補助金
A: 再建方法が賃借以外の場合、**上限 50 万円**
B: 再建方法が賃借の場合、**上限 25 万円**

計算例 ※①被災者生活再建支援金は複数世帯で計算

- 全壊・建替で対象経費が 2000 万円の場合…基本算定式により、対象経費(2000 万円)×1/3－①被災者生活再建支援金(300 万円)＝366 万円となるが、全壊で建替・購入の補助限度額は 150 万円のため、支給額は 150 万円
- 一部損壊(床上浸水)・補修で対象経費が 120 万円の場合…基本算定式により、対象経費(120 万円)×1/3－①被災者生活再建支援金(対象外で 0 円)＝40 万円となるが、再建方法が補修で 50 万円未満(下限設定 A)のため、下限設定の計算式により、対象経費(120 万円)－①被災者生活再建支援金(対象外で 0 円)＝120 万円となり、下限設定の上限 50 万円を支給
- 大規模半壊・賃借で対象経費が 120 万円の場合…基本算定式により、対象経費(120 万円)×1/3－①被災者生活再建支援金(100 万円)＝0 円となるが、再建方法が賃借で 25 万円未満(下限設定 B)のため、下限設定の計算式により、対象経費(120 万円)－①被災者生活再建支援金(100 万円)＝20 万円を支給

※申請後に住宅の再建方法が変更となる場合は、変更手続きが必要です。

申請書類 申請書、リ災証明書、工事内容等が判断できる写真、契約書・見積書(住宅の購入、賃借等)等で内容が分かるもの

申請期限 **半壊・一部損壊(床上浸水)** → 24 年 12 月 28 日
全壊・大規模半壊 → 27 年 8 月 31 日



<うー茶ん>フェスタ

関係健康推進課

10月21日(日)、11:00～16:00 生涯学習センター

生活習慣を見直すきっかけ作りのために、子どもから高齢者まで楽しめるさまざまなコーナーを開設しています。今回は、例年健康生きがい課が実施している「健康まつり」が「健康まつりコーナー」として参加し、人気の機器(体力診断・血管年齢測定・脳年齢測定)による検診やストレッチを行います。

オープニングセレモニー(11:00～)
各コーナー(11:20～)

- ◆内容…講演・健康チェック・測定・模擬店・食育コーナー・ゲーム・ステージ発表など
- ※ブースによりコーナー開設時間が異なります
- ※先着順のコーナーもあります



▲<うー茶ん>フェスタに参加してみませんか

障害者虐待対応窓口 (障害福祉課)からのお知らせ

市政だより10月1日号でお知らせをした障害者虐待対応窓口の電話・ファクス対応の詳細について、再度お知らせします。 関係福祉課

平日の 午前 8 時半～午後 5 時 15 分	☎ 21-0419 FAX 22-7117
時間外※ 平日の 午後 5 時 15 分～10 時	☎ 22-3141 FAX 20-8780
平日の午後 10 時以降、 土・日曜日、祝日	☎ 22-3142 FAX 20-8780

※＝時間外の対応については、児童や高齢者の虐待についても同様です。 関係福祉課・健康生きがい課

宇治市役所 ☎ 22・3141 (代表) FAX 20・8778 (代表) HP <http://www.city.uji.kyoto.jp/>

◆◆◆◆◆ 主な記事 ◆◆◆◆◆

- 豪雨災害に備えて…2面
- 子育て支援医療費支給事業 9月診療分から制度内容を拡大…3面
- 絵本を通して触れ合いのひとときを…4面
- 市民情報短信(募集)…5面
- 情報BOX…6・7面
- 健康 他…8面



8.15

平成 25 年
(2013)
第 1678 号

● 毎月 1 日・15 日発行



発行 宇治市
編集 広報課

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33
☎ 22-3141(代表)
FAX 20-8779
http://www.city.uji.kyoto.jp/
携帯 http://www.city.uji.kyoto.jp/m/

京都府南部地域豪雨災害から 1 年 復旧に向けて全力で取り組んでいます

昨年の 8 月 13 日・14 日に発生した京都府南部地域豪雨災害から 1 年を迎えました。この災害により、市では死者 2 人、家屋の被害は 2000 棟以上という近年にない甚大な被害が発生しました。亡くなられた方に対しては、心より哀悼の意を表しますと共に、引き続き早期復旧に取り組み、大切な命や財産を失わないためにも、豪雨災害で得た教訓を生かし、今後の防災対策に役立てていきます。

市の災害対策の取り組み 関危機管理課

地域防災計画の改定及び業務継続計画 (BCP) の策定

東日本大震災の発生を踏まえた京都大学防災研究所による点検結果及び京都府南部地域豪雨災害での教訓に基づいて地域防災計画の改定及び業務継続計画 (Business Continuity Plan=BCP) の策定を行いました。

防災用備蓄品の拡充

市内の全小学校へ防災用備蓄品を配置します。

地域防災力向上事業補助金制度

自主的な防災訓練や防災知識の啓発活動などを実施する自治会・町内会に補助対象事業に要する経費の 4 分の 3 (上限 10 万円) を補助します。

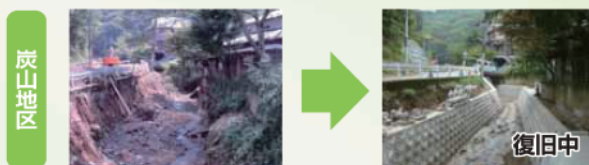
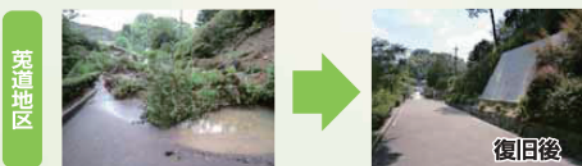


被災当時の弥陀次郎川
(上流から下流を望む)

矢板打設工事が完了した弥陀次郎川
(下流から上流を望む、7 月 4 日撮影)
※府山城北土木事務所提供

被災した個所の復旧 工事を進めています

市では、災害の発生以降、市民・ボランティアの方々や国・府・近隣自治体などと協力・連携し、道路、河川、ライフラインの応急復旧を優先的に実施してきました。被害個所については広範囲にわたりますが、災害復旧計画に基づき、1 日も早い本格的な復旧に全力で取り組んでいます。



◆配布は発行日の前々日から 3 日間。問い合わせは、(株)ダイコク(フリーダイヤル) ☎ 0120-013912 へ。